

第2回「国立病院・療養所の独立行政法人における財政運営と効率化方策に関する懇談会」議事要旨

- 1 日時 平成13年9月17日（月） 13:30～15:40
- 2 場所 厚生労働省専用第21会議室
- 3 出席者
 - (委員) 浅田座長、大道座長代行、小幡、川渕、岸、黒木、小村、住田、谷、夏目、西島、藤田各委員（敬称略）
 - (事務局) 下田健康局長、河村国立病院部長、伍藤審議官、高橋企画課長、滝澤政策医療課長、加藤経営指導課長、吹野職員厚生課長他
- 4 議題
 - (1) 第1回懇談会議事要旨について
 - (2) 政策医療及び再編成の現状と経緯について
 - (3) 独立行政法人化について
 - (4) その他
- 5 議事概要
 - ・ 議題(2)及び議題(3)の配付資料について、事務局から説明が行われ、続いてフリートーキングが行われた。
以下はその概要。

(議題(2)について)

- 「政策医療」の定義に「国の医療政策として国立病院・療養所が担うべき医療」とあるが、政策目的と実施主体はそもそも別問題ではないか。全国の医療政策の在り方と、その中で国立病院・療養所がどのような役割を担うのかについては、区分して論ずるべきではないか。
- 「政策医療」については過去にも議論されたことがあるが、そのときも、そもそも政策医療のみ行う病院というものはなく、一般医療を行える幅を持っていないと政策医療を行うことは困難であるという議論があった。
- 国立病院・療養所の実施する政策医療の成果を述べるのであれば、臨床研究の成果のみでなく治療に係る成果についても問われるのではないか。
- 独法に移行する144施設すべてが、政策医療ネットワーク19分野のいずれかの機能を担うこととなるのか。資質を伴わない病院もあるのではないか。
- 政策医療の特化をどのように行うか、政策医療と一般医療をどの程度の割合で実施するかについては、それぞれの機能を付与された各施設において考

えていくべき問題である。

- 「政策医療」の語は、国立病院・療養所が最先端の高度な技術を伴う医療のみを実施し、他の一般医療はやらないという誤解が生ずるおそれがある。
- 国立病院・療養所の役割として、民間ではとても経営が成り立たないが必要な医療の部分があり、そこに政策医療的な意味があるのではないか。
- 「地域医療支援病院」をどのように独立行政法人の中で考えていくのかは重要。国立病院・療養所の地域の中での連携の在り方についても重視すべき問題である。
- 国民から見た政策課題に対し、国立病院・療養所がいかに対応できるかという視点が重要。地域における一般医療の提供は公私立医療機関に委ねるとのことであるが、これが地域の医療から遊離する意味だとしたら問題である。
- 臨床研究におけるデータとして用いる症例数は、日本と米国では一桁違う。政策医療のネットワークをうまく活用できればこうした事態も改善されるのではないか。
- 政策医療ネットワークについて、国立病院の中だけのものでなく、地域に開放するようなシステムがつくれるかが独立行政法人に移行する国立病院・療養所の重要な課題の一つではないか。
- 国立病院・療養所も現実にはいわゆる一般外来診療を行っている。政策医療の理念を打ち出し、ネットワークを構築するということであれば、こうした実態も見直す必要がある。
- 政策医療の理念は各施設に対する意識付けの意味でも重要である。

(議題(3)について)

- 独立行政法人が、そのパフォーマンスの責任をとらず、いいときには賞与を上げるようなことではいいとこ取り過ぎる。
- 独立行政法人の身分は国家公務員であるが、国の職員と給与が異なることはあり得るのか。

(照会先)

厚生労働省健康局国立病院部企画課

担当 長良（内2611）

電話 （代）03-5253-1111

（直）03-3595-2261